

令和3年第1回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和3年1月21日（木）10時00分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：星子明夫

委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：小野田教育次長、深堀理事

福田総務部長、西村教育環境部長、竹中教育支援部長、木下指導部長、
梶原教育センター所長、田代文化財活用部長

吉谷総務課長、白石学校等感染症対策担当課長、齋藤学校指導課長、須
佐研修・研究課長、松本文化財活用課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第1号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

付議案第2号 福岡市赤煉瓦文化館条例施行規則の一部を改正する規則案

(2) 協議・報告事項

協議・報告ア 「緊急事態宣言」発出後の学校教育活動について

5 開会

教育長開会を宣告 10時00分

付議案第1号及び第2号は、議会の議決を経るべき議案等に関する案件のため、
議決により非公開とされた。

6 付議事項

▼協議・報告ア 「緊急事態宣言」発出後の学校教育活動について

齋藤課長、白石課長より説明

[質疑等]

(町委員)

○ 修学旅行について、緊急事態宣言中で実施できない学校が、小学校6校中学校
19校とあるが、2月7日以降状況が良くなれば年度中に実施するということか。

それとも来年度に実施するのか、中止するのか。

(須佐課長)

- 修学旅行の実施については、延期というかたちで進めている。2月の下旬から3月の範囲で実施できないか、学校の方で日程調整をしている。

(町委員)

- 宿泊が伴う場合はホテル、旅館との調整が大変だと思う。児童生徒には貴重な体験になるし一生の思い出にもなるので実施してあげたいが、事務局の方からもバックアップしていただきたいと思う。

次に、非接触の体温計270個の寄付をいただいたとあるが、これはどちらの方から寄付があったのか。

(白石課長)

- 寄付については、市外に在住の方で、度々ご厚意で消毒液や体温計を寄付してくださっている。

(町委員)

- 個人の方がされているのか。

(白石課長)

- そうである。

(町委員)

- 施設の開放のところで、1月14日から2月7日までは校庭及び体育館の全施設を使用中止とあるが、部活動等でも使えないということか。

(齊藤課長)

- 児童生徒の通常の教育活動としては、校庭や体育館は使用する。夜間などの学校外の方の使用を中止するというものである。

(徳成委員)

- 検温について、家庭と学校のダブルチェックとあるが、家庭も学校もコロナ禍で負担が大きくなっていると思う。これは、家庭で検温した結果をチェックシートに記入してくるものなのか、口頭で申告するものなのかということと、学校で計る場合の非接触型体温計は、固定型なのか、それともハンドタイプで児童生徒が自分で計るようなものなのかということとをまず1点お尋ねしたい。2点目はマ

スクについて、不織布、ウレタンの透過率の違いが報告されているが、学校の見解、特に教員はどのようなことを注意しているのかお尋ねしたい。3点目はオンライン授業について、小・中学校それぞれ同時にオンライン授業を実施したと聞くが、児童生徒が一斉にタブレットを繋いだ際に学校側のサーバーに不具合が出ていないか、分かっている範囲で教えていただきたい。もう1点、入学説明会について、かなり制限がかかってきていると思うが、保護者への小学1年生の入学説明会と併せて子どもたちの半日体験入学も軒並みできない状態になっているが、新1年生となる予定の子どもたちの心理状況からすると大変な問題で、保育園・幼稚園・小学校間で工夫されていることがあれば教えていただきたい。

(齋藤課長)

- 家庭と学校の検温のダブルチェックについては、家庭での検温は従前からお願いしており、検温カードを記入して提出してもらい、学校でチェックしている。それに合わせて、学校の方で、非接触型、ポータブルの体温計を使って、登校時に検温を行うかたちでダブルチェックを行っている。

(白石課長)

- マスクについては、不織布のマスクとウレタンのマスクが最近話題になっているところであるが、特にどちらを推奨しているといったことはない。きちんとマスクを着用するということを教員、児童生徒にお願いしている。

(齋藤課長)

- オンライン授業については、陽性者が出て学級閉鎖になった場合や、登校不安で学校に来ることができない児童生徒には個別にオンライン授業を実施しているが、土曜授業を使って一斉にオンライン授業をすることを検証で行っている。12月は中学校で実施し、今月は小学校で全市一斉のオンライン授業を計画している。前回の中学校での一斉のオンライン授業については、アプリの一斉使用によって、一部アプリが固まって再起動したということがあった。これについては業者と十分協議しており、今回の小学校での一斉実施でも検証を進めていきたい。この不具合については、段階的にサーバーを増設する、回線を太くするなど、様々な対応をお願いしているところである。

入学説明会については各学校、資料の配付、ポスティング、オンラインなど様々な工夫を行っているが、半日体験入学については中止している学校が多い。今後、保育園・幼稚園・小学校の連絡協議会があるが、そういう場でも、半日体験入学に代わるものとしてどういったものがあるか協議していきたいが、現時点ではリスクがあると考えている。

(武部委員)

- 陽性者の情報について、区、学校名まで出しているが何か意図はあるのか。

(白石課長)

- 学校名の公表についてだが、学校名を出すことによる周辺地域への注意喚起というのが1点、もう1点は、正しい情報を伝えることで周辺住民に正しく理解していただくという意図で学校名を公表している。

(原委員)

- 陽性となった児童生徒が学校に復帰する際に、問題にならないように配慮されていることはあるか。

(齋藤課長)

- 陽性となった児童生徒が学校に復帰する際は、各学校、学級担任でしっかりフォローアップすることは重要なことだと思う。現状、それぞれの学級の中で、陽性者が休んでいる最中に、どのように接していけばよいかといったことを話して迎え入れる体制をとっているということを知っている。一律にこういったことをしなさいということではなく、状況に応じて学校、学級で工夫してフォローアップしている。

(西村委員)

- 学校と家庭との連絡ツールについて、今はメール等で発信していると思うが、陽性者への連絡として、オンライン授業ができるといったことや、学校の状況などをお伝えいただくと安心できるのではないかと思う。学校との繋がりがあるということをもっと伝えていただければ、ご家庭も児童生徒も安心ができると思う。特に受験生について、しっかり連絡が取れたらよいと思う。学校に来なくてもオンライン授業なので安心して勉強できるということもしっかり伝えていただければと思う。

(齋藤課長)

- 今のご指摘については、教育委員会からもご家庭に直接広報できるような方法を考えていきたい。不安の解消につながるようなアナウンスをしていく。

(町委員)

- 先日テレビで、指を入れて血中の酸素を計る機器パルスオキシメータが出ていたが、こういったものが各学校に1つでもあればよいと思うので検討していただければと思う。

また、モバイルルータについて、貸出数が663とあるが、学校に行けず、オンライン授業を受けている児童生徒の数がこれぐらいということか。

(齋藤課長)

- LTE端末の貸出数については、入院している院内学級の児童生徒や学校内でオンライン授業をするためにサブ機として学校に貸し出しているものである。今、児童生徒がオンライン授業で使っているのは、1人1台端末が主であるので、LTE端末の貸出数とオンライン授業を受けている児童生徒数は合致しない。現在、不登校や登校不安で個別にオンライン授業を受けている児童生徒数は、12月上旬時点で小学校、中学校、特別支援学校合わせて246人である。1月時点は精査中であるが、この数より増えていることが予想される。

(白石課長)

- 感染症対策に有効な機器については色々と検討している。

(徳成委員)

- コロナ禍で感染者や医療関係者に対する嫌がらせ、差別など人権に関わる問題が多発していると聞く。私が勤務している地域でも、学校現場で人権教育が取り組まれるようになったと聞いているが、福岡市での具体的な事例や教材化など、コロナ禍で起きている事象や人権教育の取組みはあるか。

(齋藤課長)

- 人権教育におけるコロナ禍での差別事案については、1回目の緊急事態宣言が出る前の昨年2月に、中国の子どもたちに対する心無い言葉が出たという案件があった。そこで、緊急事態宣言、休校、再開といった契機で学校からの指導をお願いしてきたところである。現在、教育センターにおいて、長期研修員が、人権教育の研究の中で、新型コロナウイルス感染症に関する授業にも取り組んでいる。また、それぞれの学校で特別活動、学級活動の時間を通してコロナ禍の差別について授業をしているという報告もあがってきている。これらの情報を集めて、教育委員会としても、人権教育の取組みを広げていきたいと考えている。

(町委員)

- 先ほど、学校名の公表の話があったが、今後も公表していくかたちで進めていくのか。

(白石課長)

- 休校、学級閉鎖など学校に影響が出るものについては学校名を公表している。

例えば、児童生徒が感染したものの最終登校日がかなり前で学級閉鎖も休校もしないなど、特に学校に大きな影響を与えない事例については、基本的には学校名を公表しない。

▼付議案第1号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

▼付議案第2号 福岡市赤煉瓦文化館条例施行規則の一部を改正する規則案

松本課長より説明

《いずれも原案どおり可決》

7 閉会

教育長閉会を宣告 10時48分